

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成29年4月14日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 協同組合二戸ショッピングセンター

イ 株式会社ベルジョイス

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 二戸ショッピングセンター 二戸市米沢字荒谷2番地6

(3) 変更しようとする事項 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(4) 変更する年月日 平成29年3月22日

(5) 変更する理由 物流の見直しに伴い、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯を変更するため

2 届出年月日 平成29年3月22日

3 縦覧場所 県北広域振興局経営企画部及び二戸市役所